

## 1 当金庫の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### [主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

#### [金融経済環境]

平成 27 年度のわが国経済をみると、雇用環境や企業収益の改善による内需を中心とした景気回復が期待されましたが、年度後半には、金融市場の動搖や海外経済の減速を受けて、停滞感が広がりました。

個人消費は、年度前半は、雇用環境の改善を受けた所得の増加により、底堅い動きとなりました。しかし、年度後半には、金融市場の不安定な動きが消費者マインドの悪化につながり、弱さがみられました。公共投資は、政府が経済対策を実施していた過年度と比べると低水準となりました。輸出は、新興国を中心とした海外経済の減速から伸び悩みました。設備投資は、企業収益の改善による投資意欲の押上げが期待されましたが、新興国を中心とした海外経済の減速を受けた生産活動の停滞等もあり、小幅の増加にとどまりました。雇用情勢は、有効求人倍率や失業率が良好な水準で推移したことに加え、所定内給与を中心に賃金の上昇がみられました。また、消費者物価は、消費税率引き上げ影響の一巡や原油の国際価格の下落もあって、前年比でマイナスとなる場面もみられました。

中小企業についてみると、当金庫の「中小企業月次景況観測」において、年度前半は、景況感に緩やかながら持ち直しの動きがみられましたが、年度後半は、新興国経済の減速に伴い輸出が伸び悩んだことによる国内生産活動の低迷などもあり、景況感は一進一退の動きがみられました。また、人手不足と回答した企業の割合はバブル崩壊以降で最も高くなっています。労働需給の逼迫による人件費負担の増加が懸念されています。

金融面につきましては、長期金利の緩やかな低下が続く中、平成 28 年 1 月に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を発表したこと、10 年国債利回りが初めてマイナスとなる等、長期金利の低下傾向が強まりました。円の対ドル相場は、概ね横ばい圏内で推移していましたが、平成 28 年に入ると世界的なリスクオフの動きから円高傾向で推移しました。日経平均株価は、年度前半は景気回復期待を受けて上昇したものの、年度後半は夏以降の世界的な株価の下落を受けて軟調な展開となりました。

#### [事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境の中、当金庫は、「中小企業と中小企業組合の皆さまの成長に貢献する」という使命の実現に向け、セーフティネット機能の発揮に万全を期す等、組織をあげて最大限の対応を図ってまいりました。

セーフティネット機能の発揮では、災害の復旧・復興や原材料・エネルギーコストの急変等による中小企業の業績や資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務の実施が責務とされた指定金融機関として、その機能発揮に全力をあげて取り組みました。危機対応業務全

体の累計実績は、制度開始以降、21万件、11兆8千億円を超える規模となりました。こうした中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化への支援を通じて、地域の雇用維持、経済の安定化に大きく貢献してまいりました。

また、地方公共団体や地域金融機関、経済団体等とそれぞれの特色を活かしながら連携し、当金庫の全国に広がる店舗網を活かしたネットワーク機能や総合的な金融機能を結集し、グループ一体となって、お取引先の成長支援や再生支援等、地域経済活性化への取組みを強化しました。

成長支援については、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業に対し地域金融機関等と協調し、リスクマネーを供給いたしました。また、集約化や生産性向上等の設備資金ニーズに対しても迅速かつ的確に成長マネーを供給する等、お取引先の持続的成長を支援しました。平成22年7月に制度を開始した「成長・創業支援プログラム」の貸出件数は2万6千件、金額では1兆6千億円を超える実績となりました。

再生支援については、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等の各支援機関との連携を更に深めました。また、経営改善が必要なお取引先に対しては、経営改善計画策定支援やそのフォローに取り組み、業況が改善しているお取引先に対しては新たな成長に向けた金融取引の正常化の支援に取り組みました。

加えて、「経営者保証に関するガイドライン」に適切に対応するとともに、停止条件付連帶保証制度の対象拡充や地域金融機関へのノウハウ提供も行いました。

なお、平成25年3月末で「中小企業者に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）が終了しましたが、終了後も返済条件の変更を希望されるお取引先に対しては、実情に応じ懇切・丁寧に対応しております。平成21年12月以降、条件変更に応じた件数は19万6千件、金額では7兆4千億円を超える実績となりました。

「資金調達基盤の拡充」については、新型定期預金「マイハーベスト」やインターネットバンキングサービスの推進等により、預金の受入れ強化を図りました。また、お取引先の利便性やセキュリティ向上に向けたインフラ整備等を行いました。平成27年5月に熊本支店の建替えを実施し、平成28年2月に福島支店を移転する等、お客さまの一層の利便性向上に向けた営業拠点の整備に取り組みました。

「健全な経営基盤の構築」については、事務の集中化やシステム化等、一層の業務効率化に積極的に取り組みました。

「内部態勢整備」については、お取引先の満足度を高めるとともに、社会やお取引先の信頼をより強固なものにしていくため、引き続き研修等を通じたコンプライアンスの徹底に取り組みました。また、IR活動や対外広報を積極的に行うほか、中小企業の皆さまのご意見やご助言等を当金庫の業務運営に適切に反映させるため、経営諮問委員会をはじめ、様々なお取引先との懇談の場を設け、コミュニケーションの一層の向上に努めました。

加えて、平成27年5月の「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」により、他の事業者との間の適正な競争関係の確保が求められることになりました。これを踏まえ中小企業金融に関する方や学識経験者のご意見・ご助言等を当金庫の業務運営に適切に反映させるため、取締役会の諮問機関として平成27年12月に業務運営委員会を設置しました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、定期預金等が増加した結果、期末残高は前期末比 1,456 億円増加し、5 兆 1,648 億円となりました。

(債券)

債券は、売出債が減少した結果、期末残高は前期末比 167 億円減少し、4 兆 8,168 億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、セーフティネット機能等を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比 363 億円増加し、9 兆 5,395 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 31 億円増加し、265 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 35 億円増加し、178 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 2,279 億円減少し、1 兆 7,035 億円となりました。

(総資産)

総資産は、期末残高は前期末比 580 億円減少し、12 兆 5,074 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 124 億円増加し、24 兆 845 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、為替取引等が減少した結果、前期比 3 億 8 百万ドル減少し、69 億 57 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から前期比 104 億円減少し、1,702 億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用が減少したこと等から前期比 79 億円減少し、1,367 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 25 億円減少し、335 億円となり、当期純利益は前期比 40 億円減少し、115 億円となりました。

[対処すべき課題]

景気は緩やかに回復をしているものの足下では停滞感が広がっており、原材料価格の高止まりや人手不足の影響等により、中小企業の業績や資金繰りは依然として楽観できない状況にあります。さらに、4 月に発生した熊本地震は、中小企業に大きな被害を及ぼしており、その復旧・復興に向けた取組みは極めて重要であります。

また、将来的には人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、中小企業の経営ニーズは、一層高度化・多様化することが考えられます。こうした経営ニ

ズに対し、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を最大限活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは当金庫の使命そのものであります。

日本銀行による一段の追加金融緩和により、金融機関を取り巻く経営環境はさらなる大きな変化が見込まれますが、この変化に的確に対応しつつ、引き続き皆さまから信頼され選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上や地域活性化への貢献に全力をあげて取り組んでまいります。

まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業からの借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、個々の相談者の事情に十分配慮しつつ対応してまいります。また、危機対応業務の実施を責務とする指定金融機関として、危機対応業務の迅速な実施を図り、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

成長支援については、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業に加え、地域資源の活用に他の事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と協調し、リスクマネーを供給してまいります。事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画の策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みの強化に加え、安定的な調達基盤の拡充や一層の経営合理化に取り組むことで健全な経営基盤を構築し、当金庫の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

当金庫は、今年度創立 80 周年を迎えます。株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げるとともに、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
預 金	43,147	48,574	50,191	51,648
定 期 性 預 金	25,123	29,938	31,405	32,782
そ の 他	18,024	18,635	18,785	18,865
債 券	50,191	48,252	48,335	48,168
貸 出 金	95,490	94,884	95,031	95,395
融資対象団体等向け	93,474	92,760	92,869	93,267
融資対象団体等向け以外	2,016	2,123	2,162	2,127
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)	257	246	234	265
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)	169	151	142	178
有 値 証 券	21,597	19,711	19,314	17,035
国 債	17,346	16,128	15,525	12,480
そ の 他	4,251	3,582	3,788	4,554
総 資 産	123,580	124,596	125,655	125,074
内 国 為 替 取 扱 高	219,599	233,339	240,720	240,845
外 国 為 替 取 扱 高	8,086 百万ドル	7,651 百万ドル	7,266 百万ドル	6,957 百万ドル
経 常 利 益	26,659 百万円	26,777 百万円	36,037 百万円	33,525 百万円
当 期 純 利 益	13,835 百万円	12,519 百万円	15,600 百万円	11,567 百万円
1 株当たり当期純利益	6 円 35 銭	5 円 75 銭	7 円 16 銭	5 円 31 銭

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 平成 24 年度の経常利益は、第 84 期事業報告においては 26,695 百万円と記載されておりましたが、正しくは上記の通り 26,659 百万円です。

## (参考) 連結業績

(単位: 億円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経 常 収 益	2,277	2,196	2,129	2,044
経 常 利 益	286	274	381	349
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	150	128	168	124
純 資 産 額	8,850	8,845	9,022	9,038
総 資 産	124,144	125,241	126,338	125,704

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,924 人	3,975 人
平 均 年 齢	40 年 2 月	40 年 5 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 5 月	17 年 9 月
平 均 給 与 月 額	477 千円	469 千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く 3 月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 ( 1 )	5 ( 1 )
東 北 地 区	9 ( 1 )	9 ( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	32 ( 3 )	32 ( 3 )
東 海 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
北 陸 地 区	4 ( — )	4 ( — )
近 畿 地 区	14 ( — )	14 ( — )
中 国 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
四 国 地 区	4 ( — )	4 ( — )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 ( 1 )	12 ( 1 )
国 内 計	100 ( 8 )	100 ( 8 )
海 外 計	1 ( — )	1 ( — )
合 计	101 ( 8 )	101 ( 8 )

注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

□ 当年度新設営業所

該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧（当年度末）

	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1	北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2	札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3	ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4	函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5	空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6	十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7	釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
9	石巻商工信用組合	宮城県石巻市恵み野三丁目1番地1	信用協同組合
10	古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11	仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12	秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14	山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
15	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
16	福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
17	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畠町2番地の5	信用協同組合
18	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
19	会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
20	茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21	真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
22	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23	あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町五丁目17番3号	信用協同組合
24	群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
25	ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
26	熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
27	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28	房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
29	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の15	信用協同組合
30	君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
31	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
32	東栄信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
33	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
34	東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
35	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
36	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
37	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
38	中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
39	共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合

40	七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
41	大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42	第一勵業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43	神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44	横浜中央信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
45	小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46	相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177番地	信用協同組合
47	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
48	興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50	さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町1丁目9番1号	信用協同組合
51	協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
52	三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
53	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
54	新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
55	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
56	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
57	富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
58	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
59	石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
60	山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
61	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
62	長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
63	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
64	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
65	飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
66	益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
67	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
68	静清信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
69	浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
70	沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
71	三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
72	富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
73	島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
74	磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉一丁目2番地1	信用金庫
75	焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫
76	掛川信用金庫	静岡県掛川市龜の甲二丁目203番地	信用金庫
77	富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
78	遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
79	岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
80	信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目5番1号	信用協同組合
81	豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合

82	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目 41 番地	信用協同組合
83	三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町 12 番 20 号	信用協同組合
84	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 45 号	信用協同組合
85	京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町 7 番地	信用金庫
86	京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀 2054 番地の 1	信用金庫
87	大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 4 番 3 号	信用協同組合
88	成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目 11 番 9 号	信用協同組合
89	大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 9 番 18 号	信用協同組合
90	大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目 21 番 40 号	信用協同組合
91	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目 3 番 5 号	信用協同組合
92	大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
93	兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目 4 番 17 号	信用協同組合
94	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目 3 番 17 号	信用協同組合
95	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
96	米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目 5 番 1 号	信用金庫
97	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目 60 番地	信用金庫
98	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
99	島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
100	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目 6 番 19 号	信用協同組合
101	信用組合岡山商銀	岡山県岡山市北区野田二丁目 7 番 9 号	信用協同組合
102	笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地の 40	信用協同組合
103	広島市信用組合	広島県広島市中区袋町 3 番 17 号	信用協同組合
104	広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町 1 番 17 号	信用協同組合
105	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町 4 番 12 号	信用協同組合
106	両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地の 10	信用協同組合
107	備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目 2 番 3 号	信用協同組合
108	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号	信用協同組合
109	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町 8 番地	信用金庫
110	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
111	香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合
112	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
113	宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫 267 番地 6	信用協同組合
114	福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部 31 番地の 3	信用協同組合
115	福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 10 番 17 号	信用協同組合
116	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目 10 番 8 号	信用協同組合
117	九州幸銀信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 2 番 12 号	信用協同組合
118	佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町 2 番 15 号	信用協同組合
119	佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目 3 番 1 号	信用協同組合
120	佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
121	長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町 1 番 2 号	信用協同組合
122	長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町 3 番 27 号	信用協同組合
123	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町 9 番 12 号	信用協同組合

124	佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町3番18号	信用協同組合
125	福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
126	熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
127	大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
128	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
129	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
130	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
131	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
132	コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
133	株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
134	全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。

#### (5) 設備投資の状況

##### イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	2,459
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

##### ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
本店耐震改修工事	620
熊本支店建替え	505

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内容	設立 年月日	資本金	当金庫が有 する子会社 等の議決権 比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目 12 番 18 号	事務代行業務	昭和 37 年 9 月 8 日	90 百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目 10 番 1	ソフトウエアの開発、計算受託業務	昭和 48 年 12 月 14 日	70 百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目 3 番 2 号	福利厚生業務	昭和 57 年 11 月 25 日	32 百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目 12 番 18 号	不動産管理業務	昭和 47 年 6 月 22 日	35 百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目 12 番 18 号	情報サービス、コンサルティング業務	昭和 49 年 12 月 10 日	80 百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目 10 番 12 号	リース業務	昭和 57 年 10 月 8 日	1,000 百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目 12 番 18 号	クレジットカード業務	平成 3 年 1 月 22 日	70 百万円	100.00	—

注 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、子会社等が有する議決権の比率です。
4. 連結対象の子会社等は上記 7 社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません

## (8) その他現況に関する重要な事項

### 重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、平成 28 年 3 月 31 日現在、418 の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、香港上海銀行及びバンクネガラインドネシアと業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。  
株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。  
株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
杉山秀二	取締役社長（代表取締役）	—	—
木村幸俊	取締役副社長（代表取締役）	—	—
森英雄	取締役副社長（代表取締役） 秘書室、経営企画部	—	—
菊地慶幸	取締役常務執行役員 総務部、人事部	—	—
門田光司	取締役常務執行役員 資金証券部、組織金融部	—	—
佐藤昌昭	取締役常務執行役員 広報部、与信統括部	—	—
小野口勇雄	取締役常務執行役員 市場営業部、国際部 ソリューション事業部	—	—
清水紀男	取締役常務執行役員 調査部、統合リスク管理部	—	—
岡村正	取締役（社外取締役）	日本商工会議所名誉会頭 東京商工会議所名誉会頭 株式会社 IHI 社外取締役	—
小島順彦	取締役（社外取締役）	三菱商事株式会社取締役会長 (平成 28 年 3 月 31 日退任) 三菱重工業株式会社社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役	—
加藤隆一	常勤監査役	—	—
大森通伸	常勤監査役（社外監査役）	—	—
利重徹	監査役	—	—
多比羅誠	監査役（社外監査役）	ひいらぎ総合法律事務所弁護士	—
本橋美智子	監査役（社外監査役）	本橋総合法律事務所弁護士	—

(退任役員)

辛島哲郎	取締役常務執行役員 審査本部	—	平成 27 年 6 月 23 日 辞任
藤田巳幸	取締役常務執行役員 資金証券部、組織金融部	—	平成 27 年 6 月 23 日 辞任

- 注 1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。
2. 社外取締役小島順彦氏は、平成 28 年 4 月 1 日付で三菱商事株式会社取締役相談役に就任しております。

3. 当事業年度中に辞任した役員の地位及び担当は、辞任時のものです。
  4. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
- 補欠監査役 末吉 瓦

## (2) 会社役員に対する報酬等

### i ) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	187 (うち報酬以外の金額 20)
監査役	5人	51 (うち報酬以外の金額 2)
計	17人	238 (うち報酬以外の金額 23)

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内です。
3. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額19百万円及び役員退職慰労金1百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
4. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成27年6月23日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
5. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

### ① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長	1,959,872円	(1,211,000円)
取締役副社長	1,785,086円	(1,103,000円)
専務取締役	1,644,285円	(1,016,000円)
取締役常務執行役員	1,503,485円	( 929,000円)
常勤監査役	1,428,311円	( 882,550円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. ( )内は、支給月額のうち、「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

## ② 退職慰労金

退職の日における「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」 $\times 0.125 \times$ 在職期間（月数） $\times$ 業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

### ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年6月23日開催の第7回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役2名に対し計11百万円

(上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労金引当金繰入額10百万円が含まれております。)

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
岡村 正	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
小島 順彦	
多比羅 誠	
本橋美智子	

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	
岡 村 正	日本商工会議所	名誉会頭
	東京商工会議所	名誉会頭
	株式会社IHI	社外取締役
小 島 順 彦	三菱商事株式会社	取締役会長（平成28年3月31日退任）
	三菱重工業株式会社	社外取締役
	武田薬品工業株式会社	社外取締役
大 森 通 伸	該当ございません。	
多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所	弁護士
本 橋 美智子	本橋総合法律事務所	弁護士

注1. 社外取締役小島順彦氏は平成28年4月1日付で三菱商事株式会社取締役相談役に就任しております。

1. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化に係る情報交換等を行っております。
2. 当金庫と株式会社IHIとの間には特別な関係はありません。
3. 当金庫と三菱商事株式会社、三菱重工業株式会社及び武田薬品工業株式会社との間に

は特別な関係はありません。

5. 当金庫とひいらぎ総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
6. 当金庫と本橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
岡 村 正	12 カ月 (通算4年9カ月)	当期開催の取締役会15回のうち13回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
小 島 順 彦	12 カ月 (通算2年9カ月)	当期開催の取締役会15回のうち13回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
大 森 通 伸	12 カ月 (通算3年9カ月)	当期開催の取締役会15回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
多比羅 誠	12 カ月 (通算7年6カ月)	当期開催の取締役会15回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
本 橋 美智子	12 カ月 (通算1年9カ月)	当期開催の取締役会15回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会16回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当金庫定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面による決議を1回行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	34 (うち報酬以外の金額1)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円を含めております。

### 社外役員の意見

該当ございません。

#### 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000 株
		危機対応準備金株式	10 株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448 株

(2) 当年度末株主数	25,810 名
-------------	----------

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財務大臣	1,016,000 千株	46.67%
株式会社珈栄舎	6,087	0.27
関東交通共済協同組合	5,980	0.27
東銀リース株式会社	5,300	0.24
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.22
北央信用組合	4,662	0.21
東京木材問屋協同組合	4,626	0.21
東京カメラ流通協同組合	3,633	0.16
富士市浮島工業団地協同組合	3,300	0.15
協同組合小山教育産業グループ	3,214	0.14

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（10,005 千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主構成

区分	持株数等	持株比率
政 府	1,016,000 千株	46.67%
中小企業等協同組合	695,823	31.96
事業協同組合・同連合会	630,569	28.97
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	62,871	2.88
企業組合	2,381	0.10
協業組合	7,681	0.35
商工組合・同連合会	24,595	1.13
商店街振興組合・同連合会	1,825	0.08
生活衛生同業組合・同連合会	3,879	0.17
酒類業組合・同連合会	594	0.02
内航海運組合・同連合会	3,368	0.15
輸出組合・輸入組合	4	0.00
市街地再開発組合	—	—
中小企業団体の構成員	420,955	19.34
その他の	1,798	0.08

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 10,005 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ

算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度 に係る報酬等	その他
PwC あらた監査法人		①報酬等について監査役会が会社法第 399 条 第 1 項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下の通り同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬について計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し監査役会で検討した結果、当年度の監査計画における見積りは相当と認められることから、当該報酬額に同意する。」
指定社員		
業務執行社員		
公認会計士 大木 一昭		
指定社員		
業務執行社員		
公認会計士 白畑 尚志	120	
指定社員		
業務執行社員		
公認会計士 男澤 順		②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・海外支店設立に関するアドバイザリー・サービス業務 ・システム障害管理手法の高度化等に関するアドバイザリー・サービス業務 等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 127 百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

#### ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当ございません。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
  - ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
  - ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
  - ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
  - ホ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
  - ヘ. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
  - ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
  - ロ. 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
  - ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
  - ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
  - ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。

ニ. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。

ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。

ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。

ニ. コンプライアンス統括室は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。

ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制

イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告する。

ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。

3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。

ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。

ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。

ニ. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。

4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。

5. その他

イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。

ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。

ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係について、監査役と事前に協議する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。

ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口に内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。

2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの方に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの方に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。

ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口に内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。

3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないと確保するための体制

イ. 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。

ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。

ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

## 8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しております。また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示したコンプライアンス・ハンドブックを制定し、全役職員へ配布し組織全体に周知しております。

法令や内部規定に抵触する事案等が発生した場合は、速やかに取締役、常務執行役員及び監査役へ報告を行う体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外窓口を設置）を整備しております。

反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。

### (3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

取締役会は半期毎に、リスク管理にかかる取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し要否を決定しております。

監査部門は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び経営会議に報告しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を15回開催しております。

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業年度は平成27年6月及び平成27年12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

### (5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について半期毎に取締役会及び経営会議に報告しております。

### (6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築しております。また、その体制について検証を行っております。

### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用者（監査役付）を配置しております。

### (8) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する

## 体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の審議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

平成 27 年 4 月から 28 年 3 月までの間に計 4 回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。

## 9 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

## 10 その他

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。